

## 追加条文

以下については、運用を行う場合に既存の運行管理規程に追加することとする。

### (業務前自動点呼)

乗務員等が属する営業所の運行管理者等が当該乗務員等に対し、営業所及び車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設等で「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「業務前自動点呼機器」という。）を用い、運輸支局に届出を行った範囲内で点呼（以下、「業務前自動点呼」という。）を実施できるものとする。

2. 第1項により「業務前自動点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 乗務員等は、業務前自動点呼実施営業所又は車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設等において、管理者等が設置する「業務前自動点呼機器」を使用し、「業務前自動点呼」を受けること。
- (2) 管理者は、「業務前自動点呼機器」の使用法、故障時の対応等について、補助者および乗務員等に対し、適切に教育指導を行うこと。
- (3) 管理者は、「業務前自動点呼」を実施する前に、報告内容を確認し、実施場所及び実施方法を把握しておくこと。
- (4) 管理者は、「業務前自動点呼機器」を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (5) 管理者は、乗務員等の識別に必要な生体認証符号等の取扱いについて、あらかじめ対象者の同意を得たうえ、乗務員ごとの業務前自動点呼の実施予定および当該点呼における責任を持つ管理者の氏名を入力し、かつ、乗務員ごとの平時の健康状態、その他運行における指示内容を入力すること。
- (6) 点呼の内容は、通常行う点呼（第16条）に準じて実施すること。
- (7) 点呼記録簿に記載する内容を、当該営業所で記録し保存すること。  
※乗務員等のアルコール検知器使用時の静止画や動画、また、車内・宿泊施設等の遠隔地で点呼を行う場合にあっては、乗務員等が点呼を受けた場所も記録し、保存すること。
- (8) 日常点検の結果に異常が認められた場合、管理者等が適切な措置を講じること。
- (9) 管理者は、乗務員等が携行品を確実に携行したことを確認すること。
- (10) 管理者等に対し、早急に報告する必要がある事項については、「業務前自動点呼」の実施にかかわらず、乗務員等から管理者等に対し速やかに報告すること。
- (11) 乗務員等が酒気を帯びているなど、安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によって判定された場合は、管理者が適切な措置を講じること。
- (12) 特定自動運行保安員に対して点呼を行う場合に特定自動車運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果に異常が認められた場合は、管理者が適切な措置を講ずること。
- (13) 管理者は「業務前自動点呼機器」の故障等により、「業務前自動点呼」を行うことが困難となった場合に、「業務前自動点呼」を受ける乗務員等が所属する営業所の管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行うこと。
- (14) 「業務前自動点呼」を実施する予定時刻から管理者があらかじめ定めた時間を経過しても「業務前自動点呼」が完了しない場合には、管理者等が適切な措置を講じること。
- (15) 乗務員等が自動点呼等のみを受け、当該乗務員等が所属する営業所の管理者から長期対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、管理者が当該乗務員等と対面等で会話することで、健康状態を把握するとともに、当該乗務員等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の順守等について指導すること。

3. 「業務前自動点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、「業務前自動点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出すること。これを変更しようとするときは事前に、又は終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。

### (業務後自動点呼)

乗務員等が属する営業所の運行管理者等が当該乗務員等に対し、営業所及び車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設等で「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「業務後自動点呼機器」という。）を用い、運輸支局に届出を行った範囲内で点呼（以下、「業務後自動点呼」という。）を実施できるものとする。

2. 第1項により「業務後自動点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。
  - (1) 乗務員等は、業務後自動点呼実施営業所又は車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設等において、管理者等が設置する「業務後自動点呼機器」を使用し、「業務後自動点呼」を受けること。
  - (2) 管理者は、「業務後自動点呼機器」の使用方法、故障時の対応等について、補助者および乗務員等に対し、適切に教育指導を行うこと。
  - (3) 管理者は、「業務後自動点呼」を実施する前に、報告内容を確認し、実施場所及び実施方法を把握しておくこと。
  - (4) 管理者は、「業務後自動点呼機器」を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
  - (5) 管理者は、乗務員等の識別に必要な生体認証符号等の取扱いについて、あらかじめ対象者の同意を得ること。
  - (6) 点呼の内容は、通常行う点呼（第17条）に準じて実施すること。
  - (7) 管理者は、乗務員等が携行品を確実に返却したことを確認すること。
  - (8) 点呼記録簿に記載する内容を、当該営業所で記録し保存すること。  
※乗務員等のアルコール検知器使用時の静止画や動画、また、車内・宿泊施設等の遠隔地で点呼を行う場合にあっては、乗務員等が点呼を受けた場所も記録し、保存すること。
  - (9) 管理者等に対し、早急に報告する必要がある事項については、「業務後自動点呼」の実施にかかわらず、乗務員等から管理者等に対し速やかに報告すること。
  - (10) 乗務員等が酒気を帯びていること等が判定された場合には、管理者が当該乗務員等の状態を確認するための適切な措置を講じること。
  - (11) 管理者は「業務後自動点呼機器」の故障等により、「業務後自動点呼」を行うことが困難となった場合に、「業務後自動点呼」を受ける乗務員等が所属する営業所の管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行うこと。
  - (12) 「業務後自動点呼」を実施する予定時刻から管理者があらかじめ定めた時間を経過しても「業務後自動点呼」が完了しない場合には、管理者等が適切な措置を講じること。
  - (13) 乗務員等が自動点呼等のみを受け、当該乗務員等が所属する営業所の管理者から長期対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、管理者が当該乗務員等と対面等で会話することで、健康状態を把握するとともに、当該乗務員等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の順守等について指導すること。
3. 「業務後自動点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、「業務後自動点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出すること。これを変更しようとするときは事前に、又は終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。